

令和2年8月25日招集

令和2年 第8回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和2年第8回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和2年第8回東根市農業委員会定例総会を東根市役所401・402会議室に招集した。

1. 令和2年8月25日（火） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 吉田好春	2番 菅原繁治	3番 仲野孝藏
4番 小関春男	5番 名和茂隆	6番 岡田和敏
7番 瀬野幸太郎	8番 小野博	9番 齋藤誠
10番 大類彦幸	11番 本田勝彦	12番 松田一雄
13番 秋葉いく子	14番 斉藤明男	15番 横尾多栄子
16番 大内恒一	17番 設楽孝宜	18番 芦野忠作
19番 工藤喜恵治		

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第10号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第5 議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第6 議第35号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第7 議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第37号 農用地利用集積計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 農地転用委員会の報告
- 第11 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	加藤光伸	事務局長補佐	深瀬忠
農地係長	松岡義朗	主任	小野智江美

1. 議 長 農業委員会会長 工 藤 喜恵治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和2年第8回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、おりません。また、遅刻の届出ありました委員、まだ見えてない委員はおりません。従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

9番齋藤誠委員、10番大類彦幸委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第7回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第10号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第7、議第37号農用地利用集積計画についてまでの、1報告と4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。加藤事務局長。

【加藤事務局長】

令和2年第8回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、1件であります。

報第10号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号59番、土地の所在：大字羽入字下●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、

地籍：2,007 m²。賃貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●●、●●●●●。

賃借人住所氏名：山形市緑町一丁目9番30号、公益財団法人 やまがた農業支援センター
理事長 若松正俊。解約後の利用：第三者へ貸借。3頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、5件です。

議第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求め
るものであります。4頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転。

受付番号81番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●●。地目、登記簿：田、現況：
畑、地籍：3,127 m²。譲渡人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●●●、●●●●●。

事由：労力不足、経営面積：70 a。譲受人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●●●、
●●●●●。事由：新規就農、経営面積：0 aであります。

以下、受付番号82番から84番までの3申請は、記載のとおりでありますので説明を省
略させていただきます。

農地法第3条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させてい
ただきます。5頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号85番、土地の所在：大字若木字若木●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園
地、地籍：988 m²ほか1筆。賃人住所氏名：天童市大字川原子●●●●●、●●●●●。

事由：労力不足、経営面積：51 a。

借人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●●、●●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：
159 aであります。

農地法第3条総括表、賃貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させて
いただきます。6頁をお開き下さい。

今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。

議第35号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求め
るものであります。7頁をお開き下さい。

農地法第4条第1項の規定による、許可申請関係。

受付番号6番、土地の所在：神町東二丁目●●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、
地籍：1,015 m²の内126 m²。申請人住所氏名：東根市神町中央二丁目●●●●●、●●●●●。
職業：農業。転用後の主要目的：駐車場、通路。所要面積計が126 m²で実測面積となりま
す。

農地法第4条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
8頁をお開き下さい。

今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。

議第36号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。9頁をお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係。

受付番号38番、土地の所在：大字羽入字柏原新林●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地籍243㎡。譲渡人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。職業：農業。
譲受人住所氏名：天童市芳賀タウン北五丁目2番25号 有限会社バリュー・クリエーション 代表取締役 長谷山裕。職業：不動産業。転用後の主要目的：建売住宅、駐車場、通路ほか。所要面積計が243㎡。所有権移転で建築条件付建売住宅であります。

農地法第5条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。
10頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第4条及び第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。11頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、6計画です。

議第37号農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。12頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転。

受付番号47番、土地の所在：大字東根元原方字大森北●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地籍：1,551㎡。売人住所氏名：東根市中央南二丁目●●●●、●●●●。
買人住所氏名：東根市大字東根乙●●●●、●●●●。利用目的：樹園地として利用、
移転時期：令和2年8月25日。対価、総額：1,000,000円。支払い方法：現金。
支払期限：令和2年9月11日、引き渡し時期：令和2年9月14日。買人の耕作面積は154aであります。

以下、受付番号48番から52番までの5申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告案件1件と、議案4件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第8、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
3番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【3番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、3番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を8月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請4件、賃貸借権設定の許可申請1件、合計5件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る8月14日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号81番の申請事由は新規就農となります。

受付番号82番及び83番の申請事由は、相手方の要望となります。

受付番号84番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号85番の申請事由は、経営規模拡大となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告であります、

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第9、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。4番、小関春男農地転用委員会委員長。

【4番小関春男農地転用委員会委員長】

はい、4番小関です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を8月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第4条による許可申請1件、農地法第5条に

よる許可申請1件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る8月14日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第4条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号6番の土地については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となり、駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

次に、農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号38番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、その規模が10ヘクタール未満であることから第二種農地となりますが、建築条件付き建売住宅を建築するものであります。

農地区分(第二種農地)「第2の1の(1)のオの(ア)b」に該当。

立地基準(第二種農地)「第2の1の(1)のオ(イ)b」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第10、地区委員会の開会についてであります。お諮りいたします。

ただいまから30分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

30分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いします。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【10 番大類彦幸委員】

10 番大類です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 34 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件、賃貸借権設定関係 1 件。

議第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 37 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 3 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 34 号については、新規就農、相手方の要望、及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 35 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 37 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【6 番岡田和敏委員】

6 番岡田です。東郷、高崎地区に関係ある案件はなかったことを報告いたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【7 番瀬野幸太郎委員】

7 番瀬野です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

議第 34 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、所有権移転関係 2 件。

議第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 件。

議第 37 号農用地利用集積計画について、所有権移転関係 3 件。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 34 号については、相手方の要望、及び経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 36 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしてお

り、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 37 号については、畑及び樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 10 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、議第 34 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 35 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 36 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 37 号農用地利用集積計画について、以上 4 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。議第 34 号から議第 37 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、各地区委員会の審議のとおり、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 34 号から議第 37 号について、許可すること、許可相当の意見を付すること、及び、決定することに決しました。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 2 年第 8 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 10 時 45 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員